

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の見直し案に対する意見の募集（パブリック・コメント）の結果について

I 概要

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の見直し案について、以下のとおり意見の募集を行いました。

- ・意見募集期間 : 平成 30 年 11 月 1 日（木）～平成 30 年 11 月 30 日（金）
- ・告知方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページに掲載、記者発表、資料の配布
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか

II 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 8 団体・個人

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	0
民間事業者	3
地方自治体	3
市民団体・その他の団体	0
個人	2
合計	8

*記載されていた所属を基に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

- ・意見ののべ総数 : 18 件

「土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の見直し案」に対する 意見募集の実施結果

1. 特定有害物質の見直しについて（1,2-ジクロロエチレン関係）

意見の概要	件数	意見に対する考え方
シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの毒性は異なるが、どのように評価したのか。	1	土壌環境基準の設定において、トランス体の耐容一日摂取量 0.017mg/kg/day を基に基準値を導出しています。詳細は「土壌汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他運用に必要な事項について（第3次答申）を参照してください。
1,2-ジクロロエチレン及び1,3-ジクロロプロペンの基準はシス体とトランス体の濃度の和である。測定値は、シス体、トランス体の測定値の合計値を求めた後に桁数処理を行えばよいか。シス体、トランス体の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱うのか。	1	定量下限値未満の数値はゼロとして取り扱います。シス体とトランス体が両方とも定量下限値以上の場合は、シス体とトランス体の測定値の和を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示します。シス体、トランス体のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、定量下限値以上の方の測定値を1,2-ジクロロエチレンの測定値とし、報告値は有効数字を2桁として、3桁目以降を切り捨てて表示します。
法第4条第1項に基づく届出を平成31年4月1日以降に行う際に、法4条第2項に基づき平成31年3月31日以前に調査した結果を併せて報告する場合、シス-1,2-ジクロロエチレンの調査を行った結果を報告してもよいか。	3	法第4条第2項に係る調査結果の提出日が平成31年4月1日以降である場合には、改正後の土壌汚染対策法施行規則及び関係する告示に基づいた土壌汚染状況調査方法であることが必要です。

2. 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（平成15年3月環境省告示第16号）に規定される試薬等の見直しについて

意見の概要	件数	意見に対する考え方
シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの物理化学的性状はそれぞれで異なるが、合わせて測定できるとする理由はなにか。	1	トランス-1,2-ジクロロエチレンについて既存の測定方法を適用できることを確認しています。

意見の概要	件数	意見に対する考え方
混合標準液について、2以上の標準液の原液を用いて、全ての試料採取等対象物質を50 μ g/mL含む混合標準液を調整してもよいとあるが、常に2以上の標準液の原液を混合する必要があるのか。	1	試料採取等対象物質の測定に必要な場合に2以上の標準液の原液を混合してもよいとする改正であり、常に2以上の標準液を混合する必要はありません。
混合標準液の原液について、「すべての試料採取等対象物質を1mg/L含む混合標準液の原液」とあるが、シス体とトランス体を合わせて1mg/Lということか。	1	シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンをそれぞれ1mg/L含むものを想定しています。
土壌ガス調査に使用する混合標準ガスは「計量法（平成4年法律第51号）第136条若しくは同法第144条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書が添付された混合標準ガス」を使用することとしているが、標準液の原液についても計量法に基づく標準液を使用することとする必要はないか。	1	現行では特に計量法に基づく標準液の原液は規定されていませんが、他法令の動向を踏まえつつ、適宜必要な検討をまいります。
トランス-1,2-ジクロロエチレンを含む標準ガスを提供するためには開発等に準備期間を要することが課題としてあげられているが、どの程度の期間が見込まれているのか。	2	具体的な期間を想定することは困難ですが、標準ガスが市販されるまでの当分の間は、製造事業者が濃度を保証するガスを使用してください。
クロロエチレンにおいて過熱脱着を行う方法により適切な測定が可能であると書かれているが、その他の第一種特定有害物質にも適用できるのか。	1	過熱脱着を行う方法は、水分を多く含む土壌ガス試料に含まれるクロロエチレンを測定する場合において特に有効な方法ですが、その他の第一種特定有害物質についても同じ方法で測定可能なことを確認しています。
水分を多く含む土壌ガスを測定する場合、クロロエチレンの測定値が過小評価されるのであれば、加熱脱着装置を装着したガスクロを「使用することができる」ではなく「使用すること」とすべきではないか。	1	試料採取等対象物質にクロロエチレンを含まない場合もあることや、低湿度のガスであれば加熱脱着装置を使用しなくてもクロロエチレンを適切に測定できることがあるため、使用することができることとしています。なお、適宜クロマトグラフを確認し適切な測定が実施されていることを確認することが重要と考えます。
加熱脱着装置を使用する場合、導入量は現行の告示に定められている0.2～1mLでなくてもよいか。	1	加熱脱着装置を使用する場合の導入量は、作成した検量線の範囲内に入るよう、任意に設定してください。検量線の範囲内に入らない場合には、試料採取等対象物質を含まない空気によ

意見の概要	件数	意見に対する考え方
		り土壌ガスを希釈し、検量線の範囲内に入るようにして導入してください。

3. 土壌含有量調査に係る測定方法の見直しについて

意見の概要	件数	意見に対する考え方
「風乾は 30℃を超えない温度」となっているが、夏季は気温が 30℃を超えることがある。その場合、冷房等を使用して 30℃以下にした環境で風乾を行わなければならないのか。	1	風乾は、必要に応じて空調設備を使用するなどして、30℃を超えない温度で実施してください。
付表 3 (2) 及び (3) で使用する水についても、JIS 規格の水を使用することとなるのか。	1	御指摘のとおり、付表 3 (2) 及び (3) の検液調製に用いる水についても、日本工業規格 K0557 に規定する A3 又は A4 のものとします。
告示第 46 号で改正された次の事項については現行の告示第 19 号のとおりであるという解釈でよいか。 <ul style="list-style-type: none"> ・振とう容器のサイズ (溶媒の約 1.5 倍以上) ・遠心分離の実施 (規定なし) ・メンブレンフィルターのサイズ (規定なし) 	1	振とう容器、遠心分離の実施、メンブレンフィルターの直径については、現行の告示 (平成 15 年 3 月環境省告示 19 号) のとおりです。

4. その他の意見

意見の概要	件数	意見に対する考え方
悪臭項目にあるキシレン (環告 9 号別表第 7) のように 3 物質 (オルト-、メタ-及びパラ-) の測定値が存在する場合はどうに取り扱えばいいのか併せて教示してほしい。	1	現在、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質に、異性体が 3 以上含まれている物質は含まれていません。いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。